



令和8年4月1日から

建築確認申請等の電子申請の受付を開始します

広島県では令和8年4月1日より、一般財団法人建築行政情報センターが提供する「電子申請受付システム」を利用した建築確認申請等の電子申請の受付を開始します。

電子申請は、**所管の消防機関が電子申請への対応が可能な区域が対象**です。
対象区域以外の電子申請をされた場合、受付できませんのでご注意ください。

電子申請の対象手続き等（令和8年4月時点）

手数料納付申請先	対象の申請建築物等の所在地（※1）	対象の申請	対象の建築物等
西部建設事務所	竹原市、大竹市、府中町、大崎上島町	●確認申請 ●計画変更確認申請 ●計画通知 ●変更計画通知 ※中間検査申請、完了検査申請及び広島県建築基準法施行細則に定める届出等は提出することができません。	●建築物 すべての建築物 ●昇降機 すべての昇降機 ●工作物 法第88条第2項を除く工作物 (例：擁壁、広告塔等)
東部建設事務所	世羅町		
北部建設事務所	—		

確認済証等の押印廃止について

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令111号）の施行により、令和7年4月1日より確認済証等の建築主事等の押印が廃止されました。広島県においては当面の間、押印を継続しておりましたが、以下の処分通知等及び広島県建築基準法施行細則に規定する様式について、**令和8年4月1日から押印を廃止**します。

<押印を廃止する様式（主なもの）>

- 建築基準法
 確認済証・検査済証・中間検査合格証・仮使用認定通知書・適合判定通知書・適合するかどうかを決定することができない旨の通知書・期間を延長する旨の通知書
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
 適合判定通知書・建築物エネルギー消費性能向上計画認定書
- 広島県建築基準法施行細則
 不適合既存建築物届・不適合既存工作物届・名義等変更届・設計変更届
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（※2）
 認定通知書・承認通知書 <偽造防止用紙についても廃止>
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（※2）
 低炭素建築物新築等計画認定通知書 <偽造防止用紙についても廃止>

問合せ先	名称	連絡先	所管区域
	西部建設事務所建築課	082-250-8158	竹原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
	東部建設事務所建築課	084-921-1572	府中市、世羅町、神石高原町
	北部建設事務所建築課	0824-63-5209	三次市（※3）、庄原市、安芸高田市
	土木建築局建築課	082-513-4183	—

※1：表記の市町以外（江田島市・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・府中市・神石高原町・三次市（※3）・庄原市・安芸高田市）は電子申請を行うことができません（令和8年4月現在）。従来の紙による申請を行ってください。

※2：土木建築局建築課にお問い合わせください。

※3：三次市内の一部の建築物及び工作物については、三次市が所管しています。ただし、許可等を伴う場合には、県の所管となる場合があります。

①電子申請



②押印廃止



詳細は、県ホームページをご確認ください。